

議案第 8 1 号

羽曳野市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例
の制定について

羽曳野市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例を別紙のように制定する。

平成 27 年 11 月 30 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 25 年法律第 28 号)による住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)の一部改正に伴い、住民基本台帳カードの交付が終了することから、当該カードの利用に関する規定を廃止するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成 15 年羽曳野市条例第 23 号)を廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に住民基本台帳カード(この条例による廃止前の羽曳野市住民基本台帳カードの利用に関する条例第 2 条第 1 号に規定する独自利用カードに限る。以下同じ。)の交付を受けている者については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 25 年法律第 28 号)第 20 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第 19 条の規定による改正前の住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 30 条の 44 第 9 項の規定により当該住民基本台帳カードが効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 17 条第 1 項の規定により同法第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、なお従前の例による。